

相・続・通・信 第23号

HP も是非ご覧ください！

相続 飯田



「相続」「飯田」で検索！



相続手続支援センター® 平成25年6月

◆松本駅前店

〒390-0817

長野県松本市巾上 13-6

☎ : 0120-97-3713

TEL:0263-35-6481

◆長野駅前店

〒380-0921

長野県長野市栗田 292 番地

☎ : 0120-49-1322

TEL:026-223-1322

◆飯田店

〒395-0152

長野県飯田市育良町 2-14-2 アガーデン 2 1F

☎ : 0120-13-6415

TEL:0265-25-2552

平成25年度税制改正を踏まえたセミナー開催！ 『相続税の基礎』セミナー

6月に入り、田んぼからカエルの声が聞こえる季節となりましたが、皆様いかがお過ごしでしょうか。今年の春は、例年よりも早く桜が咲いた一方で、季節外れの霜の影響等で果樹等に大きな被害が出ており、気候・自然に不安を感じられた方もいらっしゃるのではないでしょうか。また、平成25年度の税制改革では、「相続税の基礎控除削減」をはじめ、相続税・贈与税に大きな改正がなされましたので、ご自分の資産についても、少し不安に感じられた方もいらっしゃるのではないでしょうか。

さて、当センターでは、来る6月22日（土）、南信州・飯田産業センターにて、平成25年度の税制改正を踏まえた『相続税の基礎』セミナーを開催致します。これまでのセミナーは、“争続・争族を防ぐ”という観点からご自分の相続について考えて頂けるよう開催して参りましたが、今回は“税金”という観点からご自分の資産・相続について考えて頂き、少しでも不安を解消する機会として頂けたらと思っております。この機会に、相続税のいろは～税制改正の内容まで、盛り沢山の内容を一緒に勉強してみませんか。

セミナー参加費用は無料ですが、予約制となっております。参加を希望する方は、下記の電話番号までご連絡ください。多くの方のご参加を心よりお待ちしております！

◆日時：平成25年6月22日（土）

午前10:00～11:45（開場9:30）

◆場所：南信州・飯田産業センター 2階 研修室

◆定員：30名

◆持ち物：筆記用具

◆講師：税理士法人 成迫会計事務所

相続税を勉強したい方！ 下記のことが気になる方！ 是非ご参加を！！

- 相続税とは？
- 相続税の計算の仕組みは？
- 贈与税と相続税の関係は？
- 小規模宅地の特例とは？
- 平成25年度税制改正で何が変わるの？
いつ変わるの？
- 「教育資金の一括贈与の非課税措置」制度とは？

申込先

受付時間は

こちらです！



相続手続支援センター® 飯田店



0120-13-6415

※申込受付時間：（月～金）9:00～18:00（土日祝）10:00～18:00

※土日祝は松本駅前店へ転送となります。



相続手続支援センター®

相続税の心配な方も、そうでない方も、皆さんに是非していただきたいこと、それは、「自身の財産整理」です。「自分の財産」と言われて、すぐに全てを思いつきますか？そして、財産資料（証券等）をすぐにそろえて出してくれることができますか？自分の入っている保険、自分が預けているお金、株式、債権等々、勧められるがままに入って、預けてしまっているような財産はありませんか？そうでなくても、財産というのは、年金や給与等収入のある通帳以外は、そのままになってしまいがちです。よって、自分自身の財産であるにもかかわらず、年月の経過とともに即座に認識をすることが難しくなってしまいます。

その財産、今見直しをし、整理整頓をする。これをおススメします。理由は二つあります。一つは、自身の財産を自身にとって有効に活用できるようにするため。お持ちの財産も忘れ去られていたらもったいないですね。定期、保険にしておくより、解約し、自身のために今使うことが有効利用かもしれません。その判断をするために整理整頓を試みましょう。

もう一つは、自身に万一のことがあった時、遺族が困らないようにするため。プラスの財産だけならばまだしも、マイナスの財産も相続財産。財産整理をし、マイナス財産も含めて遺族に分かるようにしておくことが大事です。また、下記にもあります相続税の増税。相続財産を早く把握し、相続税がかかるのかどうかを遺族が速やかに調べることができるよう整理整頓を試みましょう。

エンディングノートには財産の記載をするページがあり、財産の整理整頓が簡単にできます。弊センターでも販売しております。一冊 525 円です。お気軽にお問い合わせください。

相続“豆”知識

相続税がかかるかも！？

相談に来社される方の多くは相続税を心配されていますが、現行では相続税がかかる方は亡くなる方の 3～4%と少数です。相続税は遺産の総額から非課税とされる財産（葬式費用等）を除いた正味遺産額が、基礎控除額を上回るときにかかります。

◇現行◇ 相続税の基礎控除額 5,000 万円 + 1,000 万円×法定相続人の数

例えば法定相続人が3人の場合、現行では亡くなった方の正味財産が 8,000 万円までは非課税となります。ところがこの度の改正で今まで相続税がかからなかった方も平成 27 年 1 月より相続税がかかってくるかもしれません。

◇改正後◇ 相続税の基礎控除額 3,000 万円 + 600 万円×法定相続人の数

先ほどの例に当てはめると改正後は非課税額が 4,800 万円までとなり、現行より 40%減額となってきます。

これにより相続税申告が必要な方が 6%程度に増加するとみられています。

ご自分の財産がいくらあるのか、ご自身が亡くなったら相続税がかかるのかなど生前にしておくことも必要かと思えます。一度試算されてはいかがでしょうか？

※今後当センターからのお知らせをご希望されない方は、お手数ですが、下記までご連絡をお願い致します。



松本駅前店：0120-97-3713



長野駅前店：0120-49-1322



飯田店：0120-13-6415



相続手続支援センター®